

旅費について

旅費に関して、補助対象と認められないケースの申請が多発しています。
以下をご確認のうえ、補助対象の旅費のみを申請してください。

○ 補助対象(OK)となる旅費

産地との往復移動を伴う具体的な活動

原則として、「産地との往復等」に限られる。

○ 専門家・篤農家による栽培技術指導

外部の専門家や経験豊富な農業者(篤農家)を産地へ派遣し、栽培技術の指導や助言を行うための旅費。

○ 自社社員等による生産作業補助

食品製造事業者の社員が産地へ赴き、実際の生産作業を補助するために必要な旅費。

○ エンジニア等による機械・設備関連作業

補助事業で導入する「機械・設備費」に関連する作業(据付・調整等)を行うエンジニア等の旅費。

他の経費と切り分けられる場合に限り計上可能。

× 補助対象外(NG)となる旅費

具体的な産地支援を伴わない移動

産地の活動に具体的に負担を負う関与(実作業や技術指導)をしない移動は補助対象外となる。

× 産地以外への移動や候補地調査

産地候補の調査(下見)のための移動や、既に決定した産地以外の場所へ行くための旅費。

× 事務的・形式的な訪問のみの移動

会議・打ち合わせのみ、契約締結や支払手続のみ、あるいは単なる巡回・視察のみを目的とした移動。

× 自社社員による「栽培技術指導」

自社社員が行う「生産作業補助」にかかる旅費は認められるが、自社社員による「栽培技術指導」にかかる旅費は補助対象外となる。

機械・設備費、機械装置費について

機械・設備費や機械装置費の見積に関して、補助対象外の経費を含んでいるケースや、一式表記により内容を判断できないケースが散見されます。以下をご確認のうえ、補助対象の経費のみを申請してください。

原則

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。
→判断に迷う場合は、メーカー担当者や顧問税理士等に、省例上の分類を必ず確認してください。

○ 補助対象(OK)となる経費	× 補助対象外(NG)となる経費
○ <u>本事業専用の設備・ソフトウェア</u> 専ら補助事業のために使用される機械装置、専用ソフトウェア、情報システムの購入・製作費用。 ○ <u>妥当性が証明できる中古品</u> 3者以上の相見積もりにより価格の妥当性が証明できる場合、中古設備も対象となり得る。 ○ <u>最低限の据付・付帯工事(※)</u> 設備が稼働するために最低限必要な電源工事、給排水接続、転倒防止のアンカー固定等。 ※据付工事の証憑提出が必要 導入設備・工事内容を証明するための図面、カタログ、エビデンス資料等の提出が必須。	× <u>建屋と一体の設備・工事</u> 冷蔵倉庫などの建屋と見なされるもの、壁の撤去、床の補強(コンクリート打設)、屋根の修理、クリーンルーム建築等。 × <u>既存設備の単純な維持・更新</u> 単なる老朽化更新、既存設備の撤去費用、リース・レンタル料。 × <u>汎用的で目的外使用になり得るもの</u> 事務用のPC、タブレット、スマートフォン、プリンタ、家具、監視カメラ、空調設備等。 × <u>法定費用・保険・検査費</u> 各種保険料(法定福利費含む)、法令で義務付けられている検査費、収入印紙、振込手数料等。

「見積書」、「事業費一覧(別記様式第2号別添2)」を作成する際の留意事項

- ✓ 「一式」表記の禁止
「設備一式」等の表記は不可。
機器ごとに名称、型式、メーカー、使用(能力等)、数量、単価、導入目的、設置場所の明記が必要。
- ✓ 相見積もりの取得
1件50万円(税抜)以上の契約では、原則として同一条件での相見積もりが必要。
そのうえで、最低価格者を選定すること。

<よくある事例の判定例>

項目	判定	対象となる条件 又は 対象外となる理由
アンカー固定・水平調整	○ 対象	機器の設置と一体で捉えられる軽微なもの
専用コンセント設置	○ 対象	既設分電盤からの専用配線など最低限のもの
試運転・操作指導	○ 対象	導入時の動作確認やオペレーター指導
床のコンクリート打設	× 対象外	建物の改修・補強に該当するため対象外
既存設備の撤去費用	× 対象外	本事業の導入費用ではないため対象外
各種損害保険料	× 対象外	補助対象外の経費区分に該当するため対象外